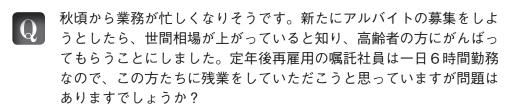
人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

嘱託社員や高齢者の残業について





福島 強夫 福島労務サポートオフィス代表社会保険労務士年金アドバイザー

[A]

様々な影響が出る可能性がありますので注意が必要です。雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けておられる方は、残業により賃金総額が増えたことで給付金が減額されたり、全く支給されなくなることがあります。また、残業はあくまで臨時・突発的なものです。恒常的な残業は「1日6時間勤務」ではなく、「1日7時間勤務や8時間勤務」の労働条件そのものの変更とみなされる恐れがあります。

≪解説≫定年後再雇用の嘱託社員の賃金は、定年前より大幅に減額していることが多いと思います。 老齢厚生年金は生年月日等により支給開始年齢が様々ですが、定年後再雇用の方のほとんどが受けられる「高年齢雇用継続基本給付金」は60歳から65歳になるまで支給されます。受給要件の1つに60歳時点と比較して60歳以後の賃金が75%未満に低下していること。そして、61%以下に低下している場合に最高支給率の15%が支給されることから、再雇用後は賃金を60%や50%に設定し、この給付金を最高支給率で受給できるよう賃金設計をされているのではないでしょうか。(※雇用保険法第61条)

ご質問の様に、残業することで賃金総額は増えますが、賃金低下率が61%から増えるに従い支給率は下がる制度になっています。(右表参照)仮に、60歳時点で月額30万円の方が再雇用後の賃金を月額18万円にした場合最高支給率の15%なので、27,000円支給される事になります。(18万円×15%)残業して、残業代が3万円の場合は支給率が4.67%になり9,807円の支給、残業代が45,000円以上になると支給率が0%で支給は無し、となります。

この給付を受けながら老齢厚生年金も同時に受ける方が、社会保険に加入しているときは、老齢厚生年金が減額される事になります。(※厚生年金保険法附則11条の6) これらの事を考慮して賃金額を決定していると思いますので、残業をさせて

低下率	支給率	低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	68.00%	6.73%
74.50%	0.44%	67.50%	7.26%
74.00%	0.88%	67.00%	7.80%
73.50%	1.33%	66.50%	8.35%
73.00%	1.79%	66.00%	8.91%
72.50%	2.25%	65.50%	9.48%
72.00%	2.72%	65.00%	10.05%
71.50%	3.20%	64.50%	10.64%
71.00%	3.68%	64.00%	11.23%
70.50%	4.17%	63.50%	11.84%
70.00%	4.67%	63.00%	12.45%
69.50%	5.17%	62.50%	13.07%
69.00%	5.68%	62.00%	13.70%
68.50%	6.20%	61.50%	14.35%
		61.00%以下	15.00%

(支給率早見表)

も影響のない時間数を把握しておくことも一案ではないでしょうか。残業に関しては所属長に管理・ 監督責任があるので、所属長への周知等も重要です。

また、 $4\sim6$ 月に残業が多いと、算定基礎で標準報酬が上がったり、恒常的な残業により所定労働時間そのものが長くなり、1日の所定労働時間と1 か月の勤務日数が通常の労働者の4 分の3 以上になった場合は、今まで社会保険に加入義務がなかった方も加入義務が発生することにも注意してください。

給付金や年金に関係なく仕事内容などで賃金を決めている会社もあります。様々な設計があって良いと思いますが、下記3つを含む複数のパターンを用意することが望ましいと思います。

①雇用保険も社会保険も適用する働き方 ②雇用保険のみ適用する働き方 ③雇用保険も社会保険も 適用しない働き方 (※週所定労働時間による)「再雇用後は有期雇用でないといけない」「賃金を低 下させなければいけない」などの決まりはありません。御社に一番合った制度を構築してください。